

駐 車 許 可 申 請 書			
令和3年11月22日			
〇〇警察署長殿			
		住所	群馬県〇〇市〇〇町1丁目1番1号
申請者		氏名	株式会社 赤城介護サービス 代表取締役社長 赤城 太郎
		住所	群馬県〇△市〇町4番地3
使用者		氏名	榛名 次郎
駐車の時間	令和3年11月29日 午後2時00分から 令和3年12月20日 午後5時00分まで		
駐車の場所	群馬県〇〇市123番地先 妙義方南側路上		
駐車の方法	駐道路に左側端に沿い、かつ、他の交通の妨害とならない方法		
駐車する理由	訪問介護のため、上記場所に駐車のあるものの、駐車場所付近に適切な駐車場がないため		
駐車する車	車種	車名	登録(車両)番号
	普通乗用	トヨタ	群馬500ん1234
第 号 駐 車 許 可 証			
上記のとおり駐車を許可する。ただし、次の条件に従うこと。			
条件			
年 月 日			
警察署長 印			

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、群馬県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分の日から起算して一年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、群馬県を被告として（訴訟において群馬県を代表するものは、群馬県公安委員会になります。）、処分の取り消しの訴えを提起することができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分の日から起算して一年を経過すると処分の取り消しの訴えを提起することができなくなります。）。

ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起

算して6月以内に、処分の取り消しの訴えを提起することができます。